

教育委員会だより

町内の小学校・中学校に子どもが入学するお家のみなさんへ

黒潮町では、黒潮町立小・中学校への就学予定者に入學通知書を送付いたしました。入學通知書には、住民基本台帳に基づいた住所によって就学する学校が指定されています。

しかし、保護者の申し立てにより指定学校を変更することが望ましいと認められた場合（地理的条件・中学校の部活動・いじめ・その他）は、黒潮町内のほかの学校に就学することがあります。

やむを得ず就学校の変更を希望される方は、教育委員会にご相談ください。

※下表参照「黒潮町通学区域(校区)外通学許可基準」

○お問い合わせ

黒潮町教育委員会 大方学校教育係

☎ 43-1059 (直通)

佐賀学校教育係

☎ 55-3190 (直通)

■ 黒潮町通学区域(校区)外通学許可基準

| No. | 事由 | 許可基準 | 対象学年 | 許可期間 | 添付書類 |
|-----|----------------|---|---------|---------------------|--|
| 1 | 学期途中で転居した場合 | 学期途中で転居した場合で、引き続き在籍していた学校に就学する場合(通学可能な場合に限る) | 小中学校全学年 | 原則転居した学期末までとし最長卒業まで | 住民票異動届の写し |
| 2 | 留守家庭の場合 | 保護者が共働きなどで留守になる家庭で、放課後の児童安全確保が困難なため、祖父母宅などの住所に基づく通学区域の小学校に就学する場合 | 小学校全学年 | 事由が解消するまで | 勤務証明書、保護承諾書など必要性が証明できるもの |
| 3 | 転居予定の場合 | 近い将来(おおむね6カ月以内)転居することが確定しており、あらかじめ転居先の住所に基づく通学区域の学校に就学する場合 | 小中学校全学年 | 住民票異動日まで(原則6カ月以内) | 建築確認通知書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写しなど確認できる書類 |
| 4 | 心身の理由の場合 | 児童生徒の障がいや病気、虚弱などで通学距離および通学途中の安全確保ならびに病気治療などのため、その事情に相応した通学区域外の学校に通学することが適当であると認められる場合 | 小中学校全学年 | 心身の理由が回復するまでまたは卒業まで | 就学指導委員会の答申、医師の診断書などの証明できる書類 |
| 5 | 指定学校の変更を継続する場合 | 中学校に進学する場合で、小学校ですでに通学区域外の就学が許可されており、引き続き卒業する小学校のある通学区域の中学校に就学する場合 | 小学校6年生 | 原則学年末までとし最長卒業まで | 指定学校変更許可通知書の写し |
| 6 | 兄弟と同じ学校の場合 | 兄弟がすでに指定学校の変更の許可を受けている場合で、弟妹が一緒に学校に就学する場合 | 小中学校全学年 | 卒業まで | 指定学校変更許可通知書の写し |
| 7 | 部活動がない場合 | 中学校に進学する場合で、指定学校に希望する部活動がない場合(原則隣接する通学区域にある中学校の希望する部活動に入部する場合) | 小学校6年生 | 卒業まで | 在籍学校長の意見書など |
| 8 | 教育上の配慮の場合 | いじめや登校拒否、家庭の事情により住民票の異動ができないなど、指定学校を変更することが適当と認められる場合 | 小中学校全学年 | 必要と認められる期間 | 在籍学校長の意見書、賃貸借契約書の写し、民生委員などによる居住証明書など |
| 9 | 地理的事情の場合 | 通学区域の境界付近に居住している場合などで、本来の指定学校と隣接する指定学校までの通学距離や安全面を考慮して変更を認められる場合 | 小中学校全学年 | 卒業まで | |
| 10 | 特別な事情の場合 | 上記以外で、特に教育委員会が保護者の申し立てにやむをえない理由があると認める場合 | 小中学校全学年 | 必要と認められる期間 | |